

パルプ・紙製造業におけるロール機（印刷ロール機を除く。）を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	10～11	当社工場内において、抄紙されたジャンボロールをリワインダー機にセットする際、手元が滑り、誤って左中指をリワインダー機の繰り出しローラーの間に挟み負傷した。	61～29	10～
2	11～12	抄紙機3号マシンカレンダーパートにて、結露防止対策の為にカレンダーセカンドロールに紙を巻き付ける作業を、ロールの昇降係と昇降指示をしながら紙を巻きつける係の2名1組で行っていた。紙を巻きつけるにあたりセカンドロールを降下する際に、セカンドロールが駆動しているボトムロールに接触し回転してしまった為に、左手がセカンドロールとサードロールの間に挟まり受傷した。	33～99	50～
5	15～16	工場内で紙の抄造作業中、抄紙機で巻き取りロールに紙を送る際の姿勢が不安定であったため、ドラムと巻き取りロールの端で指を挟んでしまった。	67～29	10～
7	10～11	トイレットペーパーの製造工程において、原紙（ジャンボロール）のコアプラグ（約20kg）を外す際、自分が予想していた以上にコアプラグが重く、その重さに耐えきれず地面に置いた際、指を挟み負傷した。	27～299	100～
9	9～10	加工2号機のワインダードラムロール部において、被災者は、ロールへの紙粉付着に気付き、ワインダー作業を一時停止させロール清掃を開始した。操作リモコンにより寸動を繰り返し清掃を行っていたが、ドラムロールが完全に停止する前に手を出し、製品巻き取りとドラムロールの間に右手人差し指を挟まれ被災した。加工途中でのロール清掃作業は、手順として認められておらず、危険作業に対する認	33～299	100～

		識が欠如していた。		
9	23～ 24	ロールとロールの間に紙を通す際、左手が巻きこまれ中指及び薬指を負傷、骨折する。	35	50 ～ 99
9	13～ 14	北倉庫2階のロール置き場で、ロールの片づけをしている時に、ロール横のベアリングの上に乗った時、ベアリングの歯止めをしていなかった為、足を滑らせて後ろに腰から落ちて負傷した。	60	30 ～ 49
12	14～15	段ボールシートの生産ラインで紙切れが発生した為、その復旧の通紙作業中、スムーズに紙が通らず、それを直そうと安全柵から身を乗り出す形で作業を行った為、誤って機械に右手が巻きこまれ負傷した。	49	50 ～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html